

令和6年度決算に基づく健全化判断比率および資金不足比率について

1 健全化判断比率の状況

これらの指標が一つでも「早期健全化基準」を超えると、財政健全化計画を定め早急に財政の健全化（立て直し）に努めなければなりません。嬉野市はいずれも早期健全化基準未満となっています。

（単位：％）

	早期健全化 基準	R6	R5	説明
実質赤字 比率	13.71	—	—	市の財政規模に対する「一般会計等の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
連結実質 赤字比率	18.71	—	—	市の財政規模に対する「一般会計と特別会計の赤字や黒字 を連結(合算)して得られた全体の赤字額」の割合。 「—」は赤字がないこと(黒字)を示す。
実質公債費 比率	25.0	8.2	8.7	市の財政規模に対する「一般会計、特別会計、一部事務組合 の公債費(借金返済費)に対して一般会計等から支出した額」 の割合。資金繰りの危険度を示したもの。 値が低いほど借金返済に支出する割合が低い。
将来負担 比率	350.0	—	—	市の財政規模に対する「一般会計等の借入金や、将来支払う 可能性がある市の負担額などの現時点での残高」の割合。将 来の財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示したもの。 値が低いほど将来の借金による負担が少ない。

2 資金不足比率の状況

「経営健全化基準」を超えると経営健全化計画を定めなければなりません。嬉野市はいずれの会計も資金不足額(赤字額)はありませんので、経営健全化基準未満となっております。

（単位：％）

会計の名称	経営健全化 基準	R6	R5	説明
嬉野市下水道事業会計	20.00	—	—	特別会計の料金収入の規模に対する「資金不足額 (赤字額)」の割合。経営状況の深刻度を示したもの。 「—」は資金不足額がないこと(黒字)を示す。